

モデル手順書 内航船舶管理ガイドラインで定めた作成文書例

内航船舶管理ガイドラインにおいて示されている船舶管理会社の業務毎の作成文書及び根拠条項は以下の通り。(括弧内の数字はガイドライン条項番号を示します。)

なお、ここで示す文書・記録簿等はいくまでも例として示すものであり、船舶管理会社が文書等を策定するにあたっては、経営者の方針や顧客の要求、業務の実態等に応じた文書等を策定する必要があります。

目次

1. 船舶管理業務を実施する体制の整備に関する作成文書

船舶管理方針(1.2.1)	1
船舶管理規程(1.2.2)	2
船員の担当者一覧表(1.2.3(1))	11
陸員の担当者一覧表(1.2.3(2))	12
労働安全衛生法等の遵守に関して留意すべき事項(1.2.6)	13
安全教育の概要の記録(1.3.1(4))	14
緊急時対応処理要領(1.4.2(1))	15

2. 船員配乗・雇用管理業務の実施に関する作成文書

船員安全衛生基準(2.1.3)	18
-----------------	----

3. 船舶保守管理業務の実施に関する作成文書

船舶保守管理計画(3.1.2)	21
保守管理状況の記録(3.2.2)	26

4. 船舶運航実施管理業務の実施に関する作成文書

運航実施基準(4.1.1)	29
運航の可否判断等の記録(4.1.2(6))	32
荷役当直要領(4.1.3(1))	33
荷役作業安全確保要領(4.1.3(2))	35
環境汚染防止基準(4.1.4)	37

船舶管理方針

基本方針

当社は、船舶管理に必要な陸上及び海上の要員の確保及び適切な教育・訓練、管理する船舶の船質の管理や安全な運航、海洋環境の汚染防止を図り、船舶の管理を委託する船舶所有者の財産を保護することを基本方針として定める。

船舶管理方針の実施

当社は、本方針を達成するため、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（内航船舶管理ガイドライン）において定める船舶管理体制を確立するとともに、船舶管理業務の運用にあたっては、特に以下の事項に配慮しつつ、本方針を達成するための具体的手順等を示した船舶管理規程等に基づき実施する。

1. 経営者、船舶管理業務に従事する全ての陸上要員、船長並びに乗組員は船員法、船員職業安定法、船舶安全法等関係法令の遵守は当然のこと、船舶管理規程、運航実施基準、環境汚染防止基準等当社が定める規程・手順書に従う。
2. 経営者は、船舶管理責任者を任命し、船舶管理責任者は、船舶管理業務の実施に責任を有し、陸上要員と船長並びに乗組員の教育・訓練、陸上業務と海上業務の連携、管理船舶の安全運航、船質管理、及び海洋汚染防止等船舶管理業務を監督する。
3. 船舶管理責任者は、船舶管理業務を継続的に改善させるため、内部監査を実施し、船舶管理規程等の見直しを行う。また、船舶管理責任者は、船舶管理に関係する文書に関する保管責任者を定め、文書の制定、改廃、配布等の管理を行う。
4. 船舶管理責任者は、オーナー及びオペレーターと情報の共有、連携並びに要望事項に対応することにより、船舶管理業務に対する信頼を高める。

私は、経営者として本方針を達成すべく船舶管理規程等の運用を通じ、船舶管理業務に従事する船舶管理責任者、陸上要員、船長及び乗組員の責任と権限を明確にし、船舶管理業務を継続的に改善させ、当社に船舶管理業務を委託いただいた顧客の信頼を得ることに全責任を負うことをここに宣言する。

2013年 ○月 ○日

〇〇〇 株式会社

代表取締役

署名

船舶管理規程

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 経営者の責務
- 第3章 船舶管理の組織体制
- 第4章 船舶管理責任者等の任免並びに代行の指名
- 第5章 船舶管理責任者等の勤務体制
- 第6章 船舶管理責任者等の職務及び権限
- 第7章 船舶管理規程の変更
- 第8章 情報の伝達及び共有
- 第9章 教育および研修
- 第10章 オーナーおよびオペレーターとの連絡調整
- 第11章 文書管理
- 第12章 内部監査および継続的改善
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、船舶管理会社が定める船舶管理方針に基づき、適切な体制を整備した上で、船員配乗・雇用管理業務、船舶保守管理業務及び船舶運航実施管理業務のそれぞれを安全かつ効率的に実施するための手順を明確にし、もって適切かつ高品質な船舶管理業務の実施を目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	船舶管理業務	特定の船舶について、船員配乗・雇用管理業務、船舶保守管理業務及び船舶運航実施管理業務の全てを一括して実施する業務をいう。
(2)	船舶管理契約	一方が他方の所有する船舶についてその委託を受けて船舶管理業務を実施することについて両者が締結する契約をいう。
(3)	船舶管理会社	船舶管理契約に基づき船舶管理業務を実施する法人をいう。
(4)	管理船舶	船舶管理契約に基づき船舶管理会社が船舶管理業務を実施する場合にその対象とする船舶をいう。
(5)	経営者	船舶管理会社において船舶管理業務の実施について最終的な責任を負う役員又は役員の集団をいう。
(6)	事業所	船舶管理会社が陸上において船舶管理業務の実施又はその管理を行うために設置・運営する事務所をいう。
(7)	陸上要員	事業所において船舶管理業務の実施またはその管理に従事する社員をいう。
(8)	オーナー	内航海運業者であって、自ら所有する船舶について船舶管理契約に基づき船舶管理会社に船舶管理業務の実施を委託する船主（顧客）をいう。
(9)	オペレーター	内航海運業者であって、用船契約に基づきオーナーから船舶を借り受け、当該船舶を使用して内航運送を行う運航者をいう。
(10)	船舶管理方針	経営者の主体的かつ積極的な取り組みを前提として、船舶管理会社が管理船舶の安全を確保するために船舶管理業務の実施に際して自ら遵守すべき基本的な事項を定めたものをいう。
(11)	船舶管理責任者	船舶管理会社が実施する船舶管理業務について、管理船舶又は業務区分に応じてその全部又は一部に係る権限及び責務を経営者から委任された役員又は社員をいう。
(12)	船舶管理統括責任者	船舶管理会社に複数の船舶管理責任者が存在する場合において、全ての船舶管理責任者を統括することに係る権限及び責務を経営者から委任された役員又は船舶管理責任者と同等以上の役職に就く者をいう。

(13)	安全管理規程	内航海運業法第9条に基づき届け出られた規程をいう。
(14)	緊急時対応処理要領	内航海運業法施行規則第13条第3号ニに準じて「事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項」について定めたものをいう。
(15)	運航基準	内航海運業法施行規則第13条第3号ロ(2)に準じて「運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項」について定めたものをいう。
(16)	海事関係法令	船舶安全法、船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律、船員職業安定法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、水先法、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、電波法及びこれらの法律に基づき発する命令をいう。

(船員安全衛生基準、運航実施基準、環境汚染防止基準)

第3条 この規程の実施を図るため、船員安全衛生基準、運航実施基準、環境汚染防止基準を定める。

- 2 船員が行う船内作業については、この規程及び船員安全衛生基準に定めるところによる。
- 3 管理船舶の運航実施管理業務については、この規程及び運航実施基準に定めるところによる。
- 4 管理船舶からの油の排出の禁止措置、船舶からの有害液体物質等の排出の禁止措置、船舶からの排出物の排出の規制、船舶からの排出ガスの放出の規制等については、この規程及び環境汚染防止基準に定めるところによる。

第2章 経営者の責務

(経営者の主体的関与)

第4条 安全かつ効率的な船舶管理業務を実施するため、経営者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当該業務を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守
- (2) 船舶管理方針の設定
- (3) 安全教育の徹底
- (4) 重大な事故等の発生に対する確実な対応
- (5) 適切な船舶管理業務を維持するための継続的な見直し

(経営者の責務)

第5条 経営者は、安全かつ効率的な船舶管理業務を実施するため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

(船舶管理方針)

第6条 経営者は、船舶管理業務にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した船舶管理方針を設定し、会社内部へ周知する。

- 2 船舶管理方針には船舶管理業務の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守
 - (2) 船舶管理業務の実施およびその管理に関する体制と方法
- 3 船舶管理方針は、必要に応じて見直しを行う。

第3章 船舶管理の組織体制

(船舶管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり船舶管理統括責任者、船舶管理責任者及びその補助者として陸上要員を置く。

勤務地	要員および人数
本社	船舶管理統括責任者 ○人 船舶管理責任者 ○人 陸上要員 ○人
支社	船舶管理責任者 ○人 陸上要員 ○人

2 本社および支社の管理する船舶は、次のとおりとする。

担 当	管理船舶
本社	○○丸 △△丸
支社	◇◇丸

第4章 船舶管理責任者等の任免並びに代行の指名

(船舶管理責任者の任命)

第9条 経営者は、自社の船舶管理業務について、管理船舶又は業務区分に応じてその全部又は一部に係る権限及び責務を委任するため、委任する権限及び責務の内容を明示して船舶管理責任者を任命する。

(船舶管理統括責任者の任命)

第10条 経営者は、2名以上の船舶管理責任者を任命した場合は、全ての船舶管理責任者を統括する船舶管理統括責任者を任命する。

(船舶管理統括責任者および船舶管理責任者の解任)

第11条 経営者は、船舶管理統括責任者または船舶管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該船舶管理統括責任者または船舶管理責任者を解任するものとする。

- (1) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (2) 社内規程や法令に違反することにより、船舶管理統括責任者または船舶管理責任者がその職務を引続き行うことが安全かつ効率的な船舶管理業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(船舶管理統括責任者代行は船舶管理責任者代行の指名)

第12条 船舶管理統括責任者または船舶管理責任者は、陸上要員の中からその職務を代行する者をあらかじめ指名しておくものとする。

2 前項の場合において、船舶管理統括責任者または船舶管理責任者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 船舶管理責任者等の勤務体制

(船舶管理統括責任者の勤務体制)

第13条 船舶管理統括責任者は、原則として本社に勤務するものとし、常時連絡できる体制になければならない。

2 船舶管理統括責任者がその職務を執ることができないときは当該職務代行者が職務を執るものとする。

(船舶管理責任者の勤務体制)

第14条 船舶管理責任者は、原則として本社（支社）に勤務するものとし、常時連絡できる体制になければならない。

2 船舶管理責任者がその職務を執ることができないときは当該職務代行者が職務を執るものとする。

(船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行の勤務体制)

第15条 船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行は、船舶管理統括責任者もしくは船舶管理責任者が不在の時、原則として本社（支社）に勤務するものとし、陸上要員と常時連絡できる体制になければならない。

第6章 船舶管理責任者等の職務及び権限

(船舶管理統括責任者の職務及び権限)

第16条 船舶管理統括責任者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 次条に定める船舶管理責任者の職務および権限。
- (2) 船舶管理責任者を統括し、必要な指揮命令を行うこと。

(船舶管理責任者の職務及び権限)

第17条 船舶管理責任者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶管理に関する業務全般を統轄し、船舶管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
 - (2) 船舶管理業務全般に関し、陸上要員および乗組員と協力して円滑に実施すること。
 - (3) 陸上要員および乗組員を指揮監督すること。
- 2 船舶管理責任者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行の職務)

第18条 船舶管理統括責任者代行および船舶管理責任者代行は、自己の勤務する本社（支社）の管理する船舶の管理に関して、船舶管理統括責任者および船舶管理責任者を補佐する。

第7章 船舶管理規程の変更

(船舶管理規程等の変更)

第19条 船舶管理責任者は、それぞれの管理業務に関し、関係法令の改正、社内組織又は管理船舶の変更等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅

- 滞なく規程および関連基準の変更を発議しなければならない。
- 2 船舶管理責任者は、前項の発議をしようとするときは、管理業務の実態を十分に把握しなければならない。
 - 3 経営者は、第1項の発議があったときは、関係部署の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 情報の伝達及び共有

(船舶管理責任者の措置)

第20条 船舶管理責任者は、船員と陸上要員の間で常に円滑なコミュニケーションが確保されるよう最大限努めなければならない。

- 2 船舶管理責任者は、前項のコミュニケーションを確保するために必要となる通信装置その他の設備を設置・運営しなければならない。

(船長の措置)

第21条 船長は、次に掲げる場合には必ず船舶管理責任者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
 - (2) 運航実施基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 事故等が発生したとき
 - (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき（速やかに所定の報告書も提出する事とする）
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ船舶管理責任者に連絡するものとする。
 - (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 障害物(浮流物)の目撃に関する情報
 - (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
 - (4) その他航行中の水路の状況

(陸上要員の措置)

第22条 陸上要員は、担当する管理船舶を定期的に訪船することにより、当該船舶の船員との間で十分なコミュニケーションをとらなければならない。

第9章 教育および研修

(安全教育)

第23条 船舶管理責任者は、陸上要員に対して、船舶管理方針、オーナーやオペレーターが定める各種管理基準、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項に関する教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 船舶管理責任者は、1年に1回以上の頻度で、陸上要員を管理船舶に訪船させて安全教育を実施するものとする。
- 3 船舶管理責任者による安全教育は、管理船舶に適用される安全管理規程、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について行うものとする。

(操練)

第24条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を船舶管理責任者に報告するものとする。

(訓練)

第25条 船舶管理責任者および船長は、船員法及び同法施行規則並びに管理船舶に適用される安全管理規程並びに緊急時対応処理要領に基づいて緊急時対応に関する訓練を計画し、定期的実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営者へ意見具申する。

(記録)

第26条 船舶管理責任者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

2 管理船舶において緊急時対応訓練を実施した場合には、当該管理船舶の船長は訓練の概要を航海日誌に記載するものとする。

第10章 オーナーおよびオペレーターとの連絡調整

(オーナーとの連絡調整)

第27条 船舶管理責任者は、管理船舶毎の船体、機関及び船舶の保守管理状況について、文書で記録するとともに、記録内容の概要を年1回以上の頻度で船舶所有者に報告するものとする。

(オペレーターとの連携)

第28条 船舶管理責任者は、管理船舶毎に、当該管理船舶の運航についてオペレーターが定めた運航基準との整合性を確保して、管理船舶毎に配乗された船長及び船員が遵守すべき運航実施基準を策定し、当該管理船舶の船長及び船員に周知徹底するものとする。

第11章 文書および記録の整備および管理

(他の規程等との整合)

第29条 船舶管理責任者は、本規程および関連基準等を策定するにあたり、顧客が策定した安全管理規程等の関連文書との間で規定内容に齟齬が生じないよう整合を図るものとする。

2 会社が策定した他の文書等が策定されている場合も同様に整合を図るものとする。

(文書および記録の整備)

第30条 船舶管理責任者は、本規程および関連基準等に基づき適切に業務が実施できるように必要な文書および記録を整備しなければならない。

(保管責任者の選任)

第31条 船舶管理責任者は、陸上要員及び船員が常に最新の船舶管理規程により船舶管理業務を行うために、船舶管理に関する文書に関して保管責任者を定め、管理船舶及び事業所において、いつでも最新版が使用できるように管理するものとする。

第12章 内部監査および継続的改善

(内部監査及び見直し)

第32条 内部監査を行う者は、経営者の支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設

の状況並びに船舶管理規程の遵守状況の他、船舶管理業務全般にわたり内部監査を行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営者は、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、船舶管理業務全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、船舶管理責任者の業務の監査を行うほか、特に陸上側の船舶管理業務については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第13章 海難その他の事故の処理

(危機管理責任者の指定)

第33条 経営者は、管理船舶において重大な事故等が発生した場合に経営者の指示の下で応急措置、復旧活動等に一元的に対応する者として危機管理責任者をあらかじめ指定し、事業所内及び管理船舶内において周知徹底を図るものとする。

(緊急時対応処理要領)

第34条 船舶管理責任者は、管理船舶において重大な事故等が発生した場合に経営者、危機管理責任者、船舶管理統括責任者、当該管理船舶を担当する船舶管理責任者等関係者がとるべき措置を記載した緊急時対応処理要領を策定し、事業所内及び管理船舶内において周知徹底を図るものとする。

(事故処理にあたっての基本的態度)

第35条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上要員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第36条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、船舶・積荷の安全確保等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに船舶管理責任者および海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(船舶管理責任者のとるべき措置)

第37条 船舶管理責任者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営者へ速報しなければならない。

(経営者のとるべき措置)

第38条 経営者は、船舶管理責任者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

い。

- 2 経営者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。
また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(非常対策本部)

第39条 経営者は、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第40条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第41条 船舶管理責任者は、事故の発生を知ったときは、オペレーターと連携して速やかに関係運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

- 第42条 経営者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。
- 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準および緊急時対応処理要領に定めるところによる。
 - 3 オペレーターにおいて事故調査委員会が設置された場合は、経営者はそれに協力し、連携して事故の再発防止及び事故処理の改善に努めなければならない。

第14章 雑 則

(船舶管理規程等の備付け等)

- 第43条 船舶管理責任者は、船舶管理規程（船員安全衛生基準、運航実施基準、環境汚染防止基準を含む。）を船舶、支社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかななければならない。
- 2 安全かつ効率的な船舶管理業務を実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日より実施する。

船員職務担当一覧表

汽船 〇〇丸 の船員の業務に関し、その職務及び責任を以下の通り定める。

年 月 日

〇〇株式会社

役 職	職務及び責任
船 長	船内の業務を統括すると共に、甲板部の主管者として甲板部職員及び部員に対して指揮命令する。
一等航海士	甲板部の保守整備業務の主管し、甲板部の公用書類を管理する。 また以下の設備の管理を担当する。 船体、船体付タンク、甲板及び居住区、諸管弁、係船機、揚錨機、揚貨機、パウスタスター、舷梯、救命筏、冷凍・冷蔵庫、居住設備、汚水処理装置、清水、飲料水
二等航海士	甲板部の労務及び業務を管理する。 また以下の設備の管理を担当する。 航海計器、音響測深儀、船速測深儀、通信設備、海図・航海情報、視聴覚機器
甲板員	甲板部の予備品及び船用品の管理を担当する。 また以下の設備の管理を担当する。 電話・FAX、船内放送設備、信号装置、旗りゅう、時計、事務機器
機関長	機関部の主管者として機関部職員に対して指揮命令する。 機関部の公用書類を管理する。 また以下の設備の管理を担当する。 主機関及び付属装置、主機関遠隔操縦装置、減速機、舵機、主軸、船尾管及び軸封装置、揚錨機、係船機、甲板機器、油圧装置、油水分離器、消火設備
一等機関士	機関部の保守整備業務及び労務・業務管理並びに予備品・船用品の管理を担当する。 また以下の設備の管理を担当する。 発電機関、操船装置、熱交換器、諸管弁、ポンプ類、工作機械、送風機・ダクト、ダンパ、空調設備、配電盤、給電盤、整流器、変圧器、電動機、電灯照明、空気圧縮機、電気・電子機器

船舶管理業務等担当者一覧表

船舶管理業務の実施及びその管理に従事する者における職務及び責任を以下の通り定める。

役 職	氏 名	職務及び責任
海務部長 船舶管理統括責任者	〇〇 〇〇	海務部の業務全般に責任を有し、海務部職員及び船員の指揮監督及び業務調整を行う。
工務部長 船舶管理責任者 (船舶管理統括責任者代行)	△△ △△	工務部の業務全般に責任を有し、工務部職員及び船員の指揮監督及び業務調整を行う。
海務部 課長 船舶管理責任者代行 (代行順位 1位)	◇◇ ◇◇	海務部長を補佐し、海務部員と共に海務部の業務全般を行う。
工務部 課長 船舶管理責任者代行 (代行順位 2位)	□□ □□	工務部長を補佐し、工務部員と共に工務部の業務全般を行う。
海務部員	〇◇ 〇◇	海務部課長の指示のもと、海務部の業務全般を行う。
工務部員	△□ △□	工務部課長の指示のもと、工務部の業務全般を行う。

年 月 日

〇〇株式会社

労働安全衛生法等の遵守について

経営者及び陸上社員（陸員）並びに船員（船長及び海員）は、労働安全衛生に関する法規を遵守し、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努める必要がある。

以下、その具体的な取り組みに際し、それぞれの立場において留意すべき事項（責務）を定める。

1. 経営者（船舶所有者）の責務

単に法律等で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない。

また、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようしなければならない。

2. 陸員の責務

陸員は、労働安全衛生法に基づき、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

3. 船長の責務

船長は、船内における安全及び衛生に関する事項に関し統括管理するとともに、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者その他の関係者の間の調整を行わせなければならない。

4. 海員の責務

海員は、船員労働安全衛生規則に基づき、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に努めなければならない。

安全教育記録簿

作成日： 年 月 日

船名			場所	
日付	年 月 日 ()		時間	時 分～ 時 分
指導者	所属		氏名	
受講者	職位		氏名	
	職位		氏名	
	職位		氏名	
	職位		氏名	
	職位		氏名	
	職位		氏名	
内容				

緊急時対応処理要領

船舶管理業務に従事する者は、当社の船舶管理規程及びオペレータが定める安全管理規程に基づき、管理船舶の事故等における対応処理について、事故等の処理を迅速かつ適切に実施するとともに、事故等の原因等を究明し、再発防止策を策定することで船舶管理の品質向上を図るため以下の事項を遵守しなければならない。

1. 事故等の範囲

本要領において、「事故」とは管理船舶に係る次の（１）～（４）に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び（５）の事態をいう。

（１）人身事故

乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故

（２）海難事故

衝突、乗揚げ、火災、爆発、浸水、転覆、沈没、漂流、行方不明、重要な機器類（推進機関、操舵装置、発電装置）の故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故

（３）運航阻害

１）航路の障害、陸上・港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

２）強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

（４）油等流出事故

管理船舶の運航に関連して発生する油又は危険物貨物の流出

（５）インシデント

前記（１）～（４）の事象に至るおそれの大きかった事態

2. 事故等発生時の対応

（１）船長は、人命の安全を最優先として、直ちに自ら指揮命令し、船舶と積荷の保全及び環境汚染の拡大防止に努めなければならない。

（２）船長は、安全管理規程（事故処理基準）に従い、速報を旨とし速やかにオペレーターの運航管理者及び海上保安官署等に報告し、併せて同様に危機管理責任者にも報告しなければならない。なお、危機管理責任者への報告の際には、運航管理者及び海上保安官署への連絡に支障を及ぼさないことに留意する。

（３）危機管理責任者は、運航管理者と連携し、船長に対して必要な支援を講じる。

（４）インシデントが発生したときは、危機管理責任者は、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化し、その状況を運航管理者に報告する。

3. 危機管理責任者のとるべき措置

（１）危機管理責任者は、船舶管理責任者と連携して、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- (2) 危機管理責任者は、3.(1)の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに運航管理者及び関係海上保安官署等に連絡するとともに事故処理基準（非常連絡表）に従って関係者に通報しなければならない。
- (3) 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに危機管理責任者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。
 - 1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - 2) 海上保安官署への救助要請
 - 3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
 - 4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - 5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - 6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
 - 7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知
- (4) 危機管理責任者は、海上保安官署への連絡、保険会社への通報、運航管理者による事故処理対応との連携等、常に最悪の事態を想定して必要な対応措置を講じなければならない。その際、初動時における海上保安官署と船長が行う連絡を妨げないよう留意する。

4. 事故処理組織

- (1) 経営者は、事故処理にあたって船舶管理規程に定める非常対策本部を設置する場合は、自らが本部長として総指揮にあたり、迅速かつ確実な事故処理を実施する。
- (2) 非常対策本部の組織構成及び職務については別表「非常対策本部組織一覧」に記載の通りとする。

5. 再発防止対策

- (1) 危機管理責任者及び船舶管理統括責任者並びに船舶管理責任者は、事故処理後、速やかに再発防止対策を検討しなければならない。
- (2) 再発防止対策の検討に際しては、事故に至った直接的な原因や、事故の背景にある間接的な原因の解析を行い、具体的かつ効果的で実行可能な対策を検討しなければならない。
- (3) 船舶管理責任者は、再発防止対策を全ての管理船舶及び陸員に周知しなければならない。

6. 報告書の提出

- (1) 管理船舶において発生した事故等に関して、船主及び運航者に対して当該事故に関する原因調査及び再発防止対策を明記した報告書を提出する。
- (2) 海上保安官署もしくは運輸局等から同様の報告を求められた場合も、同様に報告書を提出する。

(別表)

非常対策本部組織一覧

役 職	職 務 内 容
本部長： 経 営 者	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故 処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督する。
副本部長： 危機管理責任者	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
各対策部長： 船舶管理統括責任者 船舶管理責任者	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故 処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
対策部員： 陸 員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

各対策部の所掌

救難対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ② 救難計画の立案及び実施に関すること。 ③ 船長への連絡及び指示に関すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤ その他救難に必要な事項に関すること。
広報対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。 ② 被災者の近親者等への事故情報の提供に関すること。 ③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること。 ④ その他事故に係る広報に関すること。
庶務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関すること。 ② 見舞い及び弔意に関すること。 ③ 本部の経理に関すること。 ④ 本部要員の健康管理に関すること。 ⑤ その他庶務に関すること。

船員安全衛生基準

平成〇〇年〇〇月〇〇日 制定

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 安全・衛生担当者の選任
- 第 3 章 安全・衛生担当者の業務
- 第 4 章 危険作業
- 第 5 章 船内安全衛生委員会
- 第 6 章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、管理船舶における安全衛生に関する業務の手順を示すことにより、船内の安全と衛生を維持することを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、人命の保護、救命設備の保全、人命の安全に関わる業務および衛生に関する業務について適用する。

(法令等)

第3条 管理船舶の安全衛生に関する業務は、この基準および次の法令に従い実施する。
なお、法令等の規定は、この基準に優先する。

- (1) 船員法
- (2) 船員労働安全衛生規則
- (3) その他関係法令

(船長の責務)

第4条 船長は、この基準及び関係法令で定められた業務の実施に関する責任を有する。

第2章 安全・衛生担当者の選任

(安全担当者の選任)

第5条 船舶管理責任者は、船長の意見を聞いて、関係法令で定められた資格を有する甲板部、機関部の担当部の船員から、以下の安全・衛生担当者を選任する。

- (1) 安全担当者
- (2) 消火作業責任者
- (3) 衛生担当者

2 船員が常時10人以下である船舶では、関係法令で定められた「安全担当者の選任の特例」により、船長を安全・衛生担当者、消火作業責任者に選任できる。

第3章 安全・衛生担当者の業務

(安全担当者の業務)

第6条 安全担当者は、船長の命令を受け、以下の業務を実施する。

- (1) 作業設備および作業用具の点検・整備
- (2) 安全装置、検知器具、防火設備、救命設備、保護具、その他危害防止のための設備及び用具の整備
- (3) 作業を行う際に危険な、または有害な状態が発生した場合、または発生するおそれがある場合の適切な応急処置または防止措置
- (4) 発生した災害の原因調査
- (5) 作業の安全に関する教育
- (6) 安全管理に関する記録の作成および管理

(消火作業責任者の業務)

第7条 消火作業責任者は、船長の命令を受け、以下の業務を実施する。

- (1) 消火設備及び消火器具の点検・整備、
- (2) 火災が発生した場合の消火作業の指揮
- (3) 発生した火災の原因の調査
- (4) 火災予防や消火作業に関する教育・訓練

(衛生担当者の業務)

第8条 衛生担当者は、船長の命令を受け、以下の業務を実施する。

- (1) 居住環境衛生の保持
- (2) 食料・飲料水の衛生の保持
- (3) 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検・整備
- (4) 負傷又は疾病が発生した場合における適当な応急処置
- (5) 発生した負傷又は疾病の原因の調査
- (6) 衛生管理に関する記録の作成及び管理

第4章 危険作業

(危険作業)

第9条 安全担当者は、下記の作業が行われる場合には、実行可能な限り自らが現場に立ち会い、当該作業の安全が確保されていることを確認した上で作業にあたらせなければならない。

- (1) 高所作業
- (2) 舷外作業
- (3) 錆打・塗装作業
- (4) 閉鎖区画内における作業
- (5) 通常の作業区域以外の場所における高温・高熱作業
- (6) その他の危険を伴う作業

第5章 船内安全衛生委員会

(船内安全衛生委員会)

第10条 船長は、船内における安全および衛生に関する事項について、必要のある場合には船員の意見を聞くために船内安全衛生委員会を開催するものとする。

2 船長は、前項の船内安全衛生委員会が開催された場合には、その議事録を遅滞なく船舶管理責任者に送付しなければならない。

第6章 雑 則

(船員安全衛生基準等の備付け等)

第11条 船舶管理責任者は、船舶管理規程に定めるところに従い、この基準（運航者の安全管理規程及び関連基準を含む。）を船舶、本社・支社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかななければならない。

附 則

この基準は、平成 年 月 日より実施する。

船舶保守管理計画（要領）

船舶管理業務に従事する全ての要員は、管理船舶の船体、機関、設備の保守整備及び管理に関し、常に良好な状態に保ち、顧客の要求に応えるべく関係法令を準拠するとともに、安全管理規程及び以下の事項を遵守しなければならない。

1. 職務及び責任

船舶管理責任者及び船員は、管理船舶の保守管理業務につき以下の通り責務を負う。

- (1) 管理船舶の保守管理業務は、船舶毎に選任された船舶管理責任者が責任を負う。
- (2) 船舶内における保守管理業務は、「船員職務担当一覧表」に定める通り職務毎に責任を負う。

2. 適用法令等

管理船舶の保守管理業務につき、以下の法令及び本要領に従って実施する。

- (1) 船舶安全法及び同法関係法令
- (2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び同法関係法令
- (3) 船舶法及び同法関係法令
- (4) 電波法及び同法関係法令
- (5) NK規則
- (6) その他海事関連団体等が発出する指針等

3. 船舶管理責任者の職務

船舶管理責任者は、船舶保守管理業務に関して以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理船舶の船体及び機関、設備機器類の運転状況を把握する。
- (2) 管理船舶からの保守整備に関する報告、記録を照査し保管管理する。
- (3) 管理船舶の事故、故障、不具合等の報告を調査解析し、再発防止策を検討する。
- (4) 管理船舶の保守整備に関する技術支援及び指導を行う。
- (5) 管理船舶から出される船用品や潤滑油等の補給要求に対して、査定、承認、手配を行い、在庫を管理する。
- (6) 管理船舶の保守管理状況を定期的に船主に対して報告する。

4. 保守管理業務

管理船舶の保守管理業務は、本要領に従い実施する。なお、その際は、2. で定めた関連法令を遵守しなければならない。

(1) 入渠修理・検査

- 1) 船舶管理責任者は、入渠計画を策定し、入渠準備及び入渠工事の立会を行う。
- 2) 管理船舶の入渠工事は、〇〇ヶ月を超えない範囲で、関係法令、規則等に定めた検査受検時期等を考慮して実施する。
- 3) 管理船舶の船長は、入渠予定〇ヶ月前までに入渠工事の要望案を作成し、船舶管

理責任者に対して提出する。

- 4) 船舶管理責任者は、船主及び船長からの要望等を検討した上で、入渠工事仕様書を作成する。
- 5) 船舶管理責任者は、入渠仕様書を基に工事費用見積書を手入れし、入渠地を決定する。また、当該船舶に対して入渠地及び入渠予定を通知する。
- 6) 船舶管理責任者は、入渠工事終了後速やかに工事内容及び工事結果を精査し、確認する。

(2) 保守管理計画と実施

- 1) 船舶管理責任者は、船舶ごとに船体・機関・設備別の船舶保守管理基準を策定する。
- 2) 船舶管理責任者は、船舶保守管理基準に従って「船舶保守管理計画」を策定する。
- 3) 管理船舶の保守管理業務は、「船舶保守管理計画」に従って実施し、その記録を「船舶保守管理記録簿」に記録する。
- 4) 一等航海士及び機関長は、船内にて保守管理業務を実施した場合は、「船舶保守管理記録簿」に記録し、船長の確認を受けた上で船舶管理責任者に定期的に報告すると共に船内にて保管、管理する。
- 5) 船舶管理責任者は、船内での船舶保守管理業務につき、必要に応じて船長又は機関長に対して必要な指示、支援を行う。

5. 証書・図書・記録等の管理

船舶管理責任者は、検査終了後、管海官庁等から発給される以下の重要書類を管理船舶の船長に手渡し、その写を会社内で保管する。

- (1) 船舶国籍証書・仮船舶国籍証書
- (2) 船舶検査証書・船舶検査手帳
- (3) 海洋汚染防止証書・海洋汚染防止検査手帳
- (4) 無線局免許状・無線局検査簿
- (5) 船舶安全管理認定書 (SMC)
- (6) 船級証書、検査記録 (船級船の場合)
- (7) 完成図書類及び承認図面

船舶保守管理計画（船体部）の一部例

船名：〇〇丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

区分	保守項目		点検・整備時期				
	点検部	保守内容	毎日	年月	年月	年月	年月
船体外部	船体外板	腐食、損傷、変形の有無の点検	○				
		外観検査			◎ 1中		◎ 定期
	甲板	腐食、損傷、変形の有無の点検	○				
		外観検査			◎ 1中		◎ 定期
	閉鎖装置	暴露した倉口、機関室囲壁	○				
		通風筒	○				
暴露甲板上の空気管		○					
船体内部	貨物室船底	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検		○	○	○	○
		外観検査					◎ 定期
	機関室底部	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検		○	○	○	○
		外観検査					◎ 定期
	居住区内上甲板下	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検			○		
		外観検査（内張板取り外し）					◎ 定期
	燃料油タンク	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検		○	○	○	○
		解放内検（外観検査により省略あり）					◎ 定期
潤滑油タンク	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検			○		○	
	解放内検（外観検査により省略あり）					◎ 定期	

船舶保守管理計画（機関部）の一部例

船名：〇〇丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

区分	保守項目		運転時間						
	点検部	保守内容	毎日	50	(1ヵ月) 250	500	1000	(1年) 2500	(2年) 5000
燃料油系統	燃料噴射ポンプ	ポンプカム軸室内潤滑油料点検	○		●交換				
		噴射時期の点検				○	○		
		調整ネジナットのゆるみ			○				
		主要部分解点検							○
	燃料噴射弁	噴射圧力の点検調整			○	○			
		噴射状況の点検			○	○			
		分解掃除			○				
	燃料油こし器	ドレン抜き		○					
		分解掃除			○	○			
	燃料油タンク	燃料油料点検補給	○						
沈殿物、水分の排出		○							

船舶保守管理計画（設備部）の一部例

船名：〇〇丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

区分	保守項目		点検・整備時期				
	点検部	保守内容	毎日（随時）	1ヶ月毎	6ヶ月毎	年月	年月
一般設備	居住、衛生及び脱出設備	ブルワーク、さく欄、舷梯、安全通行設備、甲板口の保護装置	○			◎ 定期	◎ 1中
		非常時説明の掲示板		○		◎ 定期	◎ 1中
		非常表示灯、非常照明の非常電源による点灯		○		◎ 定期	◎ 1中
	錨、錨鎖及び索	現状、数量の確認	○			◎ 定期	◎ 1中
		錨鎖の摩耗状況			○	◎ 定期	◎ 1中
		ウインドラスの作動状況	○	○		◎ 定期	◎ 1中
		遠隔制御係船装置の遠隔と機側の切換			○	◎ 定期	
	操舵装置	鎖、棒、滑車、ピンの寸法測定				◎ 定期	◎ 1中
		作動試験	○			◎ 定期	◎ 1中
		自動操舵装置への航海情報伝達状況	○			◎ 定期	◎ 1中
		自動操舵装置への給電と動作中の表示	○			◎ 定期	◎ 1中
	航海用具	船灯、信号灯の断線警報の効力試験	○			◎ 定期	◎ 1中
		汽笛の吹鳴試験	○			◎ 定期	◎ 1中
		ECDISの動作確認	○			◎ 定期	◎ 1中

船舶保守管理記録簿（船体部）の一部例

船名：〇〇丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

区分	保 守 項 目		保 守 整 備 の 記 録
	点 検 部	保 守 内 容	
船 体 外 部	船体外板	腐食、損傷、変形の有無の点検	
		外観検査	
	甲 板	腐食、損傷、変形の有無の点検	
		外観検査	
	閉鎖装置	暴露した倉口、機関室囲壁	
		通風筒	
暴露甲板上の空气管			
船 体 内 部	貨物室船底	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検	
		外観検査	
	機関室底部	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検	
		外観検査	
	居住区内上甲板下	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検	
		外観検査（内張板取り外し）	
	燃料油タンク	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検	
		解放内検（外観検査により省略あり）	
	潤滑油タンク	腐食、損傷、過度の変形の有無の点検	
		解放内検（外観検査により省略あり）	

船舶保守管理記録簿（機関部）の一部例

船名：〇〇丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

分 区	保 守 項 目		保 守 整 備 の 記 録	
	点 検 部	保 守 内 容		
燃 料 油 系 統	燃料噴射ポンプ	ポンプカム軸室内潤滑油料点検		
		噴射時期の点検		
		調整ネジナットのゆるみ		
		主要部分分解点検		
	燃料噴射弁	噴射圧力の点検調整		
		噴射状況の点検		
		分解掃除		
	燃料油こし器	ドレン抜き		
		分解掃除		
	燃料油タンク	燃料油料点検補給		
		沈殿物、水分の排出		

船舶保守管理記録簿（設備部）の一部例

船名：〇〇丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

区分	保守項目		保守整備の記録
	点検部	保守内容	
一般設備	居住、衛生及び脱出設備	ブルワーク、さく欄、舷梯、安全通行設備、甲板口の保護装置	
		非常時説明の掲示板	
		非常表示灯、非常照明の非常電源による点灯	
	錨、錨鎖及び索	現状、数量の確認	
		錨鎖の摩耗状況	
		ウインドラスの作動状況	
		遠隔制御係船装置の遠隔と機側の切換	
	操舵装置	鎖、棒、滑車、ピンの寸法測定	
		作動試験	
		自動操舵装置への航海情報伝達状況	
		自動操舵装置への給電と動作中の表示	
航海用具	船灯、信号灯の断線警報の効力試験		
	汽笛の吹鳴試験		
	ECDIS の動作確認		

運航実施基準

平成〇〇年〇〇月〇〇日 制定

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 運航業務
- 第 3 章 特殊運航業務
- 第 4 章 貨物取扱業務
- 第 5 章 安全作業および衛生管理
- 第 6 章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、管理船舶の船長及び船員が航海中や停泊中に実施すべき運航に関する業務の手順を示すことにより、その管理手順の維持を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、管理船舶の安全運航、貨物取扱及び作業、安全作業及び衛生管理等に関する業務について適用する。

(法令等)

第3条 管理船舶における安全運航に関する業務は、この基準及び次の法令に従い実施する。なお、法令等の規定は、この基準に優先する。

- (1) 船員法
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- (3) 船舶安全法
- (4) 海上衝突予防法
- (5) 海上交通安全法
- (6) 港則法
- (7) 海洋汚染および海上災害の防止に関する法律
- (8) 上記に関連する法令及び海事関連団体等が発出する指針等

(船舶管理責任者の責務)

第4条 船舶管理責任者は、船舶管理規程に基づく船舶管理に関する業務全般を統括管理する責任を負う。

第2章 運航業務

(船長の責務)

第5条 船長は、運航業務を実施するに当り船舶管理規程、運航者が定める安全管理規程の規定及び関係法令に基づく責任と権限を有する。

(手順の策定)

第6条 船舶管理責任者は、管理船舶の安全運航に必要な船内各業務を遂行するため、船長と協議し、以下の作業に関する手順を別途定め、その手順を船長及び船員に周知徹底しなければならない。

- (1) 通信および報告
- (2) 出入港準備（投抜錨含む）
- (3) 航海当直
- (4) 停泊

第3章 特殊運航業務

(特殊運航)

第7条 船舶管理責任者は、以下に定める状況において運航する場合を特殊運航といい、船長と協議し必要な手順を別途定め、その手順を船長及び船員に周知徹底しなけれ

ばならない。

- (1) 視界制限状態：視界〇海里以下をいう
- (2) 狭水道航行：可航幅〇.〇海里以下の水域の航行をいう
- (3) 船舶輻輳海域航行：船舶交通の輻輳する海域の航行をいう
- (4) 荒天航行：風速〇〇m/s以上、波高〇m以上の海域の航行をいう

(運航基準との整合性)

第8条 船舶管理責任者は、前条の特殊運航とする条件について、運航者と事前に協議し、運航者の定める安全管理規程の運航基準との整合性をとらねばならない。

第4章 貨物取扱業務

(荷役要領)

第9条 管理船舶の船内において、貨物の積載および揚荷作業にあたっては、船長の指揮の下、荷役当直要領及び荷役作業安全確保要領に従って荷役業務を実施する。

2 船舶管理責任者は、荷役当直要領及び荷役作業安全確保要領について運航者と事前に協議し、整合性をとらねばならない。

第5章 安全作業及び衛生管理

(安全作業)

第10条 船長は、船内において次に示す危険作業を船員に実施させる場合は、船員安全衛生基準に従い、人命を最優先して作業を実施させなければならない。

- (1) 高所作業
- (2) 舷外作業
- (3) 錆打・塗装作業
- (4) 閉鎖区画内における作業
- (5) 通常の作業区域以外の場所における高温・高熱作業
- (6) その他の危険を伴う作業

(衛生管理)

第11条 船長は、船員安全衛生基準に従い、船内の衛生管理に努めなければならない。

第6章 雑 則

(運航実施基準等の備付け等)

第12条 船舶管理責任者は、船舶管理規程に定めるところに従い、この基準（運航者の安全管理規程及び関連基準を含む。）を船舶、本社・支社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けておかななければならない。

附 則

この基準は、平成 年 月 日より実施する。

運航可否判断記録簿

船名：〇〇丸

運航者：〇〇海運株式会社

《運航中止基準》

◆発航前の状況による運航中止基準

風速：〇〇m/s 以上 / 波高：〇〇m 以上 / 視程：〇〇m 以下

◆航行中に達すると見込まれる状況による運航中止基準

風速：〇〇m/s 以上 / 波高：〇〇m 以上

《発航前の記録》

日時	年 月 日 () 時 分			場 所			
気象・海象				航行情報等		運航の可否	
天 候		視 程	m			可	不可
気 温	℃	波 高	m				
風 向		流 向					
風 速	m/s	流 速	kn				
船舶管理責任者の 指導・助言等							

《運航中の記録》(運航中止基準に達した又は達するおそれがある場合)

日時	年 月 日 () 時 分			場 所			
気象・海象				航行情報等		運航継続の可否	
天 候		視 程	m			可	不可
気 温	℃	波 高	m				
風 向		流 向					
風 速	m/s	流 速	kn				
船舶管理責任者の 指導・助言等							

荷役当直要領

荷役当直に従事する者は、荷役作業の安全及び積荷の保全、船体の安定状態の確認を図るために以下の事項を遵守しなければならない。

1. 荷役開始前の点検

船積み計画に従って安全に効率よく荷役作業を行うために、荷役前に以下の事項を実施しなければならない。

- (1) 荷役装置が整備され、正常に作動することを確認するとともに故障や破損箇所の有無を点検し不良箇所の発見に努める。
- (2) 荷役作業前に、事前に荷役計画に関しての打ち合わせを行う。
- (3) 天候の急変時に対応できるカバー等の準備が整っているか確認する。
- (4) 船艙内に漏水がなく、乾燥していることを確認する。
- (5) 夜間作業を行う場合は、十分な照明灯が準備されていることを確認する。

2. 貨物の積載

荷役作業中の事故を防止し、積荷の保全を図るため以下の事項を実施しなければならない。

- (1) 貨物の混載などによる揚げ違いが発生しないよう、荷役計画に沿って作業が行われていることを確認する。
- (2) 適切に荷敷（ダンネージ等）や荷止板を使用して積み付けられ、嚴重にラッシングされていること確認する。
- (3) 積み付け不良箇所を発見した場合は、再度積み付け作業を行う。

3. 船体の安定

荷役作業中は、船体の安定を保つため以下の事項を実施しなければならない。

- (1) 荷役中の船体傾斜に備え、必要に応じて係留索の増し掛けを行う。
- (2) 船体のひずみが生じないよう積荷の重量分布を均衡させる。
- (3) 喫水標を確認し、規定量以上の積載がないことを確認するとともに、船舶に適応したトリムであること確認する。

《荷役当直要領の作成にあたって》

海上貨物運送においては、貨物が船内に積み込まれ、運送された後、陸揚げが終了するまで管理された状態である必要があります。その為に以下の点に留意し、当直要領を策定する必要があります。

- －船舶および荷役作業の安全
- －積載量と船体の安定
- －運送中の貨物管理
- －荷役効率の向上

また、作業の実態に応じた要領を策定する必要がありますが、船種や積荷、港湾等の状況により作業内容が異なることから、管理船舶ごとに要領を策定することもできます。

なおその際には、以下に留意して策定する必要があります。

- －身体的、時間的に無理のない作業となっているか
- －作業の実態と乖離していないか
- －適切な表現でわかりやすい文書となっているか

策定後も、適宜見直し等を行い、作業の安全を確保し、船舶管理の品質の維持に努めてください。

荷役作業安全確保要領

甲板上において荷役作業に従事する者は、荷役作業時における人身の安全を確保し、事故や災害を防止し積荷の保全を図るため以下の事項を遵守しなければならない。

1. 作業安全の確認

安全担当者は、下記の事項について確認するとともに、作業の安全を維持するため必要であれば船長に対して助言を与えなければならない。

- (1) 所定の保護具、安全用具、検知器等が適切に使用されていること。
- (2) 船長より作業要領に関する適切な指示が出されていること。
- (3) 作業手順などが適切であること。

2. 安全器具の状態確認

安全担当者は、下記の事項を実施しなければならない。

- (1) 作業服、ヘルメット、安全靴、安全ベルト、注意書きプラカード、手袋、防塵メガネ、マスク、耳栓等が良好な状態に維持され、適切に使用されていることを確認する。
- (2) 酸素濃度測定器、可燃性ガス検知器、その他の検知器が良好な状態に維持管理され、適切に使用されていることを確認する。
- (3) 保護具、検知器具等の適切な管理または使用に関して指導又は助言する。

3. 荷役作業時の基準

荷役作業に従事する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 甲板上において作業に従事する者は、常時ヘルメット、安全靴、作業服を着用しなければならない。
- (2) 船内の所定位置以外での作業を原則として禁止する。やむを得ず所定場所以外で作業を実施する必要がある場合は、安全担当者と安全が確保されることを確認の上、船長の許可を得て実施する。
- (3) 荷役中は、船艙内への立ち入りを禁止する。緊急時に船艙内へ進入する際には、作業の中断を必ず確認してから進入する。なおその際には、事前に船艙内での退避場所を確認しておく。
- (4) いかなる状況においても吊り荷の下へ立ち入ることは禁止する。
- (5) 荷役作業中に甲板上を移動する場合および荷役当直をする場合は、沖側の甲板上に行く。
- (6) 荷役中の喫水変化に応じて、係留索及びギャングラダーを適切に調整する。

4. ハッチカバー開閉作業時の基準

開閉作業を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業要員を適所に配置し、作業前に支障なく作業が行えることを確認する。
- (2) 甲板上にいる乗組員を除く荷役作業員は、安全な場所に待機するとともに、無用の

者の乗船を禁止する。

5. 構内歩行時の基準

乗組員は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された安全通路を通行し、ヘルメットを着用する。
- (2) 歩行中は禁煙とする。
- (3) クレーンの下への立ち入りを禁止する。

《荷役作業安全確保要領の作成にあたって》

作業の実態に応じた要領を策定する必要がありますが、船種や積荷、港湾等の状況により作業内容が異なることから、管理船舶ごとに要領を策定することもできます。

なお要領の策定にあたって留意すべき点は以下の通りです。

- －身体的、時間的に無理のない作業となっているか
- －作業の実態と乖離していないか
- －荷役業者の作業手順と整合がとれているか
- －適切な表現でわかりやすい文書となっているか

策定後も、適宜見直し等を行い、作業の安全を確保し、船舶管理の品質の維持に努めてください。

環境汚染防止基準

平成〇〇年〇〇月〇〇日 制定

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 環境汚染の防止
- 第 3 章 海洋汚染防止設備等の維持・管理
- 第 4 章 船舶からの廃棄物排出の規制
- 第 5 章 油等汚染事故の対応
- 第 6 章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、管理船舶における海洋環境の保全に関する業務の手順を示すことにより、海洋環境の保全と維持を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、海洋環境の保護及び海洋汚染の防止に関する業務について適用する。

(法令等)

第3条 管理船舶における環境保全に関する業務は、この基準及び次の法令に従い実施する。なお、法令等の規定は、この基準に優先する。

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (2) 上記に関連する法令および海事関連団体等が発出する指針等

第2章 環境汚染の防止

(船長の責務)

第4条 船長は、海洋環境の保護及び海洋汚染の防止に関わる業務の実施に関する責任を有する。

(手順の策定)

第5条 船舶管理責任者は、船長と協議し、以下の作業に関する手順を別途定め、その手順を船長及び船員に周知徹底しなければならない。

- (1) 燃料油および潤滑油の補油・保管
- (2) ビルジおよび油類の処理
- (3) その他環境汚染防止に関する必要な事項

第3章 海洋汚染防止設備等の維持・管理

(設備の点検整備)

第6条 機関長は、以下の海洋汚染防止設備が常に効率よく正常に機能するように設備の定期的な点検および保守、整備を実施しなければならない。

- (1) 油水分離装置
- (2) ビルジ貯蔵装置
- (3) ディスポーザー

(油水分離装置の操作及び記録)

第7条 機関長は、油水分離装置を操作する場合には、当該油水分離装置のメーカーが定めた操作手順および点検項目を遵守し、円滑な運転と船外への油分排出の防止に努めなければならない。また運転記録を記帳し保管しなければならない。

(資材の維持管理)

第8条 一等航海士は、油分の拡散防止のために吸着資材や処理剤等を適切に管理し、そ

これらの性能を維持するよう努めなければならない。

第4章 船舶からの廃棄物排出の規制

(廃棄物の排出の禁止)

第9条 全ての管理船舶において、次の場合に除き、原則として船舶から廃棄物を排出してはならない。

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第1項に定める場合
- (2) 別に定める船舶発生廃棄物汚染防止規程による場合

(手順の策定)

第10条 船舶管理責任者は、前条の場合において船舶から廃棄物を排出する場合に備え、船長と協議し、あらかじめ必要な手順を定め、その手順を船長及び船員に周知徹底しなければならない。

第5章 油等汚染事故の対応

(応急対応)

第11条 船長は、油流出あるいはそのおそれが生じた場合は、人命最優先で油の流出又は拡散防止に努め、流出原因の究明と環境損害を最小限にとどめるよう対処しなければならない。

- 2 船長は、前項の場合、その原因と場所および程度の如何を問わず通常の職制を超えて全ての船員に対処させるものとする。

(油等の排出の通報)

第12条 船長は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第38条に基づき、速やかに関係官署、運航者、船舶管理責任者に報告しなければならない。

第6章 雑 則

(環境汚染防止基準等の備付け等)

第13条 船舶管理責任者は、船舶管理規程に定めるところに従い、この基準（運航者の安全管理規程及び関連基準を含む。）を船舶、本社・支社その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかななければならない。

附 則

この基準は、平成 年 月 日より実施する。